

# 徳島県内55社目！ 社会福祉法人眉山福祉会を「くるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：「くるみん認定」）企業として、社会福祉法人眉山福祉会を令和元年5月24日付けで認定しました。



## 認定通知書交付式を行いました



認定マーク  
くるみん

令和元年6月26日の認定通知書交付式において、日根労働局長から認定通知書の交付を受ける社会福祉法人眉山福祉会の平野理事長（左）

## 社会福祉法人眉山福祉会の取組の概要

企業名	社会福祉法人眉山福祉会
所在地	徳島市
業種	医療、福祉
労働者数	17人（男性8人、女性9人）
計画期間	平成28年11月1日～平成31年3月31日
行動計画の目標	<p>【目標①】 仕事や子育て、家庭生活及び家族介護とのワークライフバランスの整備を行う。</p> <p>【目標②】 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均7日以上とする。</p>
目標に対する取組結果	<p>【目標①】 母性健康管理措置、産前産後休暇制度、育児休業制度、子の看護休暇制度等について資料を作成し、職員会議において研修、説明することにより、全職員に制度等の周知徹底を行った。</p> <p>【目標②】 平成29年度の平均取得日数は7.7日、平成30年度は8.1日</p>
その他主な認定基準達成状況	<p>○男性の育児休業取得状況（認定基準5） 労働者が300人以下の一般事業主の特例を採用し、計画期間中に男性労働者1名が子の看護休暇制度を利用した。</p> <p>○女性の育児休業取得状況（認定基準6） 計画期間中に出産した1名のうち1名が育児休業を取得（取得率100%）</p> <p>○小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（認定基準7） 小学校就学前までの子を養育する職員が利用できる育児短時間勤務制度を導入。</p> <p>○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（認定基準9） 年次有給休暇の取得を促進するため、年間取得日数を1人当たり平均7日以上とする目標を掲げ、「年次有給休暇取得キャンペーン」を行っている。</p>

